

1. 令和8年第2回郡上市議会定例会議事日程（第1日）

令和8年2月26日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 会期の決定について
- 日程3 令和8年度施政方針について
- 日程4 議案第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））
- 日程5 議案第4号 郡上市教育委員会委員の任命同意について
- 日程6 議案第5号 郡上市公平委員会委員の選任同意について
- 日程7 議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程8 議案第7号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程9 議案第8号 郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程10 議案第9号 郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第10号 郡上市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第12号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第13号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第15号 郡上市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第16号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程18 議案第17号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程19 議案第18号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程20 議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について
- 日程21 議案第20号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について
- 日程22 議案第21号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程23 議案第22号 令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について

- 日程24 議案第23号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程25 議案第24号 令和7年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について
- 日程26 議案第25号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程27 議案第26号 令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程28 議案第27号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程29 議案第28号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程30 議案第29号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第4号）について
- 日程31 議案第30号 令和8年度郡上市一般会計予算について
- 日程32 議案第31号 令和8年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程33 議案第32号 令和8年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程34 議案第33号 令和8年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程35 議案第34号 令和8年度郡上市駐車場事業特別会計予算について
- 日程36 議案第35号 令和8年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程37 議案第36号 令和8年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程38 議案第37号 令和8年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程39 議案第38号 令和8年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程40 議案第39号 令和8年度郡上市財産区特別会計予算について
- 日程41 議案第40号 令和8年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程42 議案第41号 令和8年度郡上市下水道事業会計予算について
- 日程43 議案第42号 令和8年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程44 議案第43号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について
- 日程45 議案第44号 第3次郡上市総合計画基本構想について
- 日程46 議案第45号 郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について
- 日程47 議案第46号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程48 議案第47号 辺地総合整備計画の策定について
- 日程49 議案第48号 辺地総合整備計画の変更について
- 日程50 議案第49号 財産の無償貸付について（旧郡上市美並川の駅）
- 日程51 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程52 議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）
- 日程53 議報告第2号 諸般の報告について（例月出納検査の結果）

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1 番	北 山 浩 樹	2 番	大 坪 隆 成
3 番	有 井 弥 生	4 番	和 田 樹 典
5 番	みずの ま り	6 番	蓑 島 正 人
7 番	池 田 源 則	8 番	池 戸 郁 夫
9 番	山 田 智 志	10 番	本 田 教 治
11 番	長 岡 文 男	12 番	田 代 まさよ
13 番	田 中 義 久	15 番	森 藤 文 男
16 番	原 喜与美	17 番	野 田 かつひこ
18 番	清 水 敏 夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 欠員（1名）

6. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	山 川 弘 保	副 市 長	置 田 優 一
副 市 長	乾 松 幸	教 育 長	熊 田 一 泰
市長公室長	河 合 保 隆	総 務 部 長	加 藤 光 俊
総務部付部長	村 瀬 正 純	健康福祉部長	田 口 昌 彦
農林水産部長	田 代 吉 広	農林水産部付部長	伊 藤 公 博
商工観光部長	粥 川 徹	建 設 部 長	三 輪 幸 司
環境水道部長	遠 藤 貴 広	郡上偕楽園長	成 瀬 敦 子
教 育 次 長	長 尾 実	会 計 管 理 者	中 山 洋
消 防 長	兼 山 幸 泰	郡上市民病院事務局長	藤 田 重 信
国保白鳥病院事務局長	蓑 島 康 史	代表監査委員	神 谷 公 眞

7. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	齋藤 貴代	議会事務局 議会総務課長	野田 知孝
議会事務局 議会総務課 主 任	荻 本 恵		

◎開会及び開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変御多用のところを御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、令和8年第2回郡上市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、17名であります。

定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付をいたしましたので、よろしくお願いいたします。

ここで毎回皆様方にはお願い申し上げますが、携帯電話をお持ちの方はマナーモードか、また電源をお切りになるよう、御協力のほうよろしくお願いいたします。

なお、本日は市の広報掲載のため撮影を許可しておりますので、よろしくお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

郡上市議会会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には13番 田中義久議員、16番 原喜与美議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（森藤文男） 日程2、会期の決定についてを議題といたします。

会期並びに会期の日程につきましては、去る2月19日の議会運営委員会において御協議をいただいております。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日2月26日から3月24日までの27日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日2月26日から3月24日までの27日間と決定をいたしました。

会期の日程につきましては、お手元に配付してありますので、お見通しをお願いいたします。

◎令和8年度施政方針について

○議長（森藤文男） 日程3、令和8年度施政方針についてを議題といたします。

山川市長、お願いをいたします。

山川市長。

○市長（山川弘保） 本日、令和8年第2回郡上市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御参集いただき誠にありがとうございます。

今定例会の開会に当たり、御審議いただきます諸議案の説明に先立ち、市政運営の基本的な考え方と新年度当初予算の編成方針、またこの予算に盛り込みました主要な施策や事業等について御説明申し上げ、議員各位並びに市民の皆様方の御理解、御協力を賜りたいと存じます。

令和8年度施政方針の御説明に当たり、まず皆様と共に共有しなければならない数字があります。

本市の令和6年度の出生数は138人、令和7年度の見込みは113人、そして母子手帳の発行数から予想される令和8年度の数字は105人です。1学年平均290人の現役小学生世代に対し、新たに生まれる命は約100名。世代が入れ替わるごとに、私たちの規模は大きく縮小していきます。人口減少が私たちの想定を超えるスピードで進んでいるこの現実、もはや足元を見るだけの対症療法では太刀打ちできないことを示しています。10年先、20年先を見据えた「郡上創生！未来を拓く」へと、市政運営の舵を大きく切り替えなければなりません。

令和8年度は、今議会に基本構想を上程いたしました第3次総合計画のスタートとなる年です。本計画では、10年後令和17年の目標人口を3万人としました。人口が増えることは誰もが願うところですが、将来人口の推計値からはそれを望むことはできません。私たちは、人口減少という現実を正面から受け止め、人口減少を前提とした市政運営、地域運営を目指さなければなりません。そして、人口が減少する中であっても、住民一人ひとりの満足度、幸福度といった質を高めていく必要があります。そのためには、本計画で人口減少に応じたサイズへのシフトを図ること、郡上らしさを守り、磨き、発信すること、市民の皆さんが自分たちの暮らしをよりよくするために行動できるまちづくりを進めることをまちづくりの視点とし、「心満ちる 心おどる 心地よいまち 郡上」を将来像に掲げて様々な施策を展開していくことといたしました。

本計画の中に、「人口減少という社会の大きな変化の中であっても、子どもたちが笑顔で育ち、どの世代も希望をもって暮らせるように、郡上をいつまでも住み続けられるまちとして未来につなごう。ここで暮らすだれもが郡上の未来を想像し、一人ひとりができることを考え、みんなで一緒につくり上げていきたい」との一文があります。総合計画審議会の皆様、郡上みらい会議で郡上の将来を語り合っていたいただいた皆様など、計画の策定に携わっていただいた多くの方々の願いが詰まった言葉であると受け止めています。

この願いを市民の皆様と共有し、「心満ちる 心おどる 心地よいまち 郡上」の実現を目指して、着実に歩みを進めてまいります。

それでは、予算編成方針と総予算額について御説明申し上げます。

令和7年度に断行した事務事業の大幅な見直しに続き、令和8年度予算編成においても、徹底し

た点検と効果検証を継続してまいりました。今回の予算編成においては、国が示す地方財政計画に基づき地方交付税の増額を見込んだこともあり、財政調整基金からの繰入金を1億円まで抑制することができました。かつては、6億円から7億円という基金に頼らざるを得なかった本市の財政が、ここまで健全な姿を取り戻しつつあることは、大きな前進であります。これは、深刻な物価高騰や人件費の上昇という逆風の中にあって、経費の膨張を最小限に抑え込んだ職員一人一人の粘り強い努力にほかになりません。この入りを量りて出づるを制すという姿勢を職員と共に共有し、現場が絞り出した財源を郡上創生への投資そして市民の皆様の安心を守る予算へと振り向けていきます。

令和8年度は、目玉事業として旧大和西小学校跡地の宅地化事業に着手いたします。学び舎としての役割を終えた学校跡地を若者や子育て世代のための新たな暮らしの拠点へ再生させる。これは、まさに郡上創生を象徴するプロジェクトと考えています。同時に、今地域で暮らしている方々への安心も守り抜きます。人口減少は、地域の草刈りや行事、高齢者の見守りといった共助の力を急速に弱らせています。そこで、行政の手が届きにくい隙間を埋め、住民の皆様と共に課題解決に当たる集落支援員の制度を活用し、新たな財源の確保を図りながら、ふるさとの暮らしを足元から支えます。加えて、昨年12月に国より示された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、中小事業者が行う省エネ設備の導入に対する支援や、保育所、幼稚園、こども園の給食費無償化、一般家庭における省エネ家電の購入に対する支援など、物価高騰に対する各種の支援策を盛り込みました。

予算総額について、一般予算は前年度予算比で5.2%のアップとなる14億5,600万円増の292億4,400万円の予算と、特別会計は123億479万円、8.5%増、9億6,065万円の増、企業会計は122億3,152万円、5.3%、6億1,380万円の増とし、総合計で537億8,031万円、6.0%、30億3,045万円の増を計上しました。

出生数100人という現実、裏を返せば、今変わらねば未来はないという強烈なメッセージでもあります。危機を直視し、希望に変える。この強い覚悟を持って令和8年度予算を提案いたします。

続きまして、令和8年度の主要な施策及び事業について、第3次郡上市総合計画の柱立てに沿って、主な内容を御説明いたします。

初めに、1つ目の柱である、子育て・健康・福祉についてです。

子育て支援の取組としては、就労要件を問わずに利用できる新たな保育制度、こども誰でも通園制度を幼児教育センターやまびこ園において開始し、子どもを預ける際の選択肢の多様化を図ります。また、妊産婦1人当たり1万円のヘルスケアチケットによる補助を任意団体と協働で行う事業として創設し、妊産婦が心身の健康を保ち、安心して子育てができるよう支援します。

次に、医療・健康保険についてです。現在、市が運営する2つの公立病院と診療所群では、患者様やその御家族に寄り添った質の高い医療を提供していますが、患者数の減少に加え、医療従事者

の慢性的な不足や医療保険制度など、経営改善だけでは対処できない構造的な問題に直面しています。そうした中で、郡上市民病院においては、八幡病院との入院機能の統合による郡上南部地域の医療体制の整理やリハビリ機能の強化など病院運営の効率化を進めています。また、国保白鳥病院では、医療機器と遠隔通信機材を搭載した車両で医療スタッフが患者宅近くの集会施設などを訪問し、オンラインで医師が診察する医療M a a sを導入し、医療の提供体制の確保に取り組んでいます。今後も経営の改善を進め、官民・医療圏域を超えた相互協力を模索するなど、今後20年間安心できる医療体制の構築を目指して努力してまいります。

国民健康保険に関しては、令和8年度より創設される子ども・子育て支援制度に関する支援金のため保険税の引上げが必要となり、皆様の御負担が増えることとなりますが、国のルールであるため、御理解をお願いいたします。

続いて、高齢福祉です。急速に高齢化が進み、社会の担い手が減少する中、シニアクラブにおかれましては地域を牽引する役割を担おうという声を上げていただき、大変心強く感じています。検討委員会を立ち上げて組織の在り方を見直し、地域のために汗を流そうとされているシニアクラブに対して、補助金の仕組みを見直して、一層取組が高まるように応援をしていきたいと思います。また、郡上偕楽園の移転につきましては、令和8年度中に実施設計を完了し、建築工事に着手していきます。令和10年度の開設を見込み、安全・安心かつ需要に見合った施設を目指します。

次に、重層的支援体制の整備では、これまでの高齢・障がい・生活困窮・子どもといった分野別の支援体制の連携を強化するとともに、複雑化・複合化した課題に対応するため、地域の多様な団体の協力の下、当制度の3つの柱である属性を問わない相談支援、社会とのつながりや参加の支援、地域づくりに向けた支援に一体的に取り組めます。

児童の発達支援については、保育所等への訪問支援を積極的に行い、障がいのある児童が地域の保育所・幼稚園・こども園で共に育つ環境をバックアップします。また、医療的ケア児やその家族に対する支援について、相談体制の強化を図るとともに、関係機関の連携に向けた協議の場の設置に取り組めます。

次に、2つ目の柱である、教育・文化・人づくりについてです。

本市の教育は、第4期郡上市教育振興基本計画に基づき、関係機関が連携を深めながら施策を推進します。

最初に、郡上を支える人材を確実に育てるため、シン・郡上学をさらに推進し、実践的な地域学習プログラムを充実させる中で、郡上への愛着や誇りを育てていきます。また、地域の人材育成と地域課題の解決のため、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校と地域がパートナーとなって地域づくりを行う地域学校協働活動を推進します。現在、整備を進めている旧大和第一北小学校の体育館を再利用した木育施設、ぎふ木遊館サテライト施設では、幅広い世代を対象に遊びや

ワークショップを通じて木育を推進したいと考えています。

学校規模の適正化については、令和10年4月の開校を目指し、美並地域の2つの小学校を統合して設置する美並小学校の校舎棟の建設に着手します。校舎を木造とし、環境に配慮した設備を採用するなど、脱炭素社会・持続可能な社会の実現に配慮しながら進めてまいります。

学校教育では、昨年度から行っている中学生の学校給食費無償化を継続するとともに、国の制度により新たに小学生の給食費についても無償化とします。また、これまで市内中学校3校に設置していた校内教育支援センター、いわゆるF組を他の5中学にも設置し、不登校対応の強化を図ります。さらに、児童・生徒とその御家族が体験を通してシン・郡上学を推進することができるよう、秋と春に各1日学校休業日を増やし、郡上版ラーション、シン・郡上学の日を設けます。

郡上の豊かな伝統と歴史文化については、文化庁の認定を受けた郡上市文化財保存活用地域計画にのっとり、文化財の適切な管理と活用を進め、確実な継承を図るとともに、地域活性化につなげられるよう努めてまいります。また、歴史文化の関連施設は国内外への魅力発信の拠点であり、地域経済振興や関係人口創出の基盤ともなり得ることから、適切な管理運営方法を検討してまいります。

スポーツ振興においては、休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行を令和7年9月までに完了しました。今後は、平日も含め、小・中学生が共に活動できる体制の構築を進めるなど、地域全体で子どもたちのスポーツ活動を支える仕組みの充実を進めてまいります。

次に、3つ目の柱である産業・雇用についてであります。

令和8年度より農林水産部門が郡上総合庁舎に移転することから、県との連携を一層進め、郡上ならではの取組により農林水産業の推進を図ってまいります。その一つとして、ふるさと郡上の美しい田園風景を残すため、従来の担い手育成に加え、新たに農山村再活性化事業をモデル事業として創設します。これは、条件不利な山際農地と隣接する里山を守りながら、地域課題解決に取り組む集落などを支援するものです。この取組が広がれば、新たな農山村維持の有力な施策になるものと期待しています。また、ひるがの高原だいこん、夏秋トマトなどの振興作物について、JAめぐみのとの連携の下、他産地に勝る高品質な農産物の栽培を進め、さらなるブランド力向上を目指します。家畜については、飼料価格の高止まりが続く中、農家の飼料確保のため耕畜連携を進め、市内での飼料の生産拡大に努めていきます。水産業については、清流長良川あゆパークの活用や市場等への働きかけを行いながら、郡上の鮎の発信を行ってまいります。

市域の約9割を占める森林は本市にとって最大の資産であり、森林の様々な価値を有効活用しながら、林業・木材生産の活性化を目指します。第一に、効率的に施業地を集約化し、早期の森林整備、木材生産の増大につなげるため、境界の外縁のみを確定するスーパー入会林に本格的に取り組みます。次に、森林資源の循環利用を進める上で主伐後の再生林は不可欠ではありますが、鹿等に

よる食害が課題となっていることから、猟友会と連携し捕獲を進めてまいります。さらには、森林由来のカーボン・クレジットのうち、G-クレジットは令和8年から販売可能となる見込みであり、販売収益を市内の森林整備に充てていきます。今後は、市有林にとどまらず、財産区有林、民有林へ拡大し、新たな収益源の一つとして育てていきたいと考えています。

令和7年は、全国的に熊による人身被害が多く発生しましたが、幸い郡上市では人身被害はありませんでした。しかしながら、万が一の緊急銃猟の実施に万全を期すため、猟友会や警察署等と連携し、訓練を行ってまいります。

商工については、人口減少・少子高齢化により市内事業者は深刻な人手不足に直面しています。一方、勤務条件が合わず、働きたくても働けない人も多くおられます。これらの課題解決に向け、郡上市産業支援センターによる短時間・短期間就労に特化した求人サイト、郡上お仕事マルシェの活用や、雇用対策協議会などと連携して採用力向上に向けた講習などを実施します。また、若者の市内定着を一層加速させるため、県のぎふ若者定着奨学金返還支援制度に参加し、市内登録事業者就職の際の奨学金返済支援の上乗せを行います。加えて、働きながら郡上市の魅力を体験するふるさとワーキングホリデーを新設し、人手不足の緩和と関係人口の拡大を目指します。

地域の商工振興としては、小規模事業者の営業支援をはじめ、商店街の空き店舗解消を目的とする空き店舗改修補助金の拡充を図っていきます。

観光面では、郡上市観光連盟が運営しているウェブメディアを活用した情報発信やマーケティングを継続して支援し、郡上市の魅力を国内外に広めていきます。また、郡上のおどりにおいて、後継者の育成・確保につなげるため、市内全小中学校の児童・生徒が踊りのお囃子指導を白鳥・郡上両踊り保存会から受けられるよう事業を拡充します。

さらに、新たな観光資源開発を進めるため、岐阜県と連携したアウトドア体験の誘客に努めるほか、隣接自治体との連携による観光誘客や白鳥町長滝から石徹白にかけてたどる古道白山登拝路を整備するなど、新たな角度から見た観光地域づくりを力強く推進してまいります。

続きまして、4つ目の柱である環境・防災・社会基盤についてです。

美しい水と緑に囲まれた本市の自然環境は、市民だけでなく海外からの観光客も共有できるポイントとなります。そのため、公共施設の使用電力を経済的負担がかからない範囲で可能な限り再エネ化するなど、地域の成長戦略として引き続き、脱炭素社会郡上の実現を目指します。

郡上クリーンセンターについては、供用開始から20年が経過し、焼却炉の耐用限界が懸念されることから、施設の更新を進めています。更新計画では、可燃ごみの処理費を低コスト化するため、近隣他市との広域連携や外部処理委託を目指すこととしています。また、これまでどおり、ごみ収集者による巡回収集や直接搬入ごみの受入れを継続しながら効率的にごみを搬出するため、中継運搬施設の整備を進めます。可燃ごみを市外で処理することは、発生するごみの量が処理費と運搬費

に直結します。市民の皆様には、水分を多く含み、燃焼効率の悪い生ごみの堆肥化や資源物の分別など、各家庭での可燃ごみの減量に一層の御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

次に、防災・生活安全についてです。

令和6年能登半島地震では多くの家屋が倒壊し、火災等で尊い命が失われました。このような火災は、電気関係からの出火が多いため、大きな揺れを感知して自動で電気を遮断する感震ブレーカーの設置を推進してまいります。また、民間事業者による移動式トイレの導入費用の一部も支援いたします。普段使う道具やサービスなどをもしもの時にも役立てるという新しい防災の概念、フェーズフリーを取り入れ、平時は工事現場等の仮設トイレとして、発災時は市の要請により避難所用トイレとして活用し、避難所の環境改善を図るものです。

次に、社会基盤の整備についてです。

水道事業では、郡上市水道事業ビジョンに基づき、老朽化した管路の耐震化工事を計画的に推進するほか、南海トラフ巨大地震などへの備えとして給水車を増設します。下水道事業では、耐震診断により補強が必要と判定された下水処理場の耐震補強工事を順次実施するほか、下水道に関する基本計画である郡上市下水道事業経営戦略の見直しを行います。

下水道の汚水処理には非常に多くの費用がかかることから、安定した経営を持続させるための効率化が必須です。そこで、利用者の少ない不効率な処理場を廃止し、浄化槽化することについても調査研究を進めてまいります。

道路事業では、激甚化・頻発化する自然災害への対応や老朽化したインフラの維持管理のほか、人口減少下における道路整備の在り方など、多様な課題に直面しています。このような状況を踏まえ、限られた財源を最大限有効活用しつつ、新たな道路改良・橋梁整備に加え、既設道路等の維持管理費の適正化、橋梁の集約・撤去など、真に必要な社会基盤を見極めて整備を推進します。あわせて、河川・砂防・治山施設の整備を推進し、災害に強く、安心・安全で持続可能な地域づくりを目指します。

住環境整備の目標は、若者が地域に定住し、住宅を建て、安心して子育てできる基盤を整えることです。これを実現するため、冒頭申し上げたとおり、旧大和西小学校跡地の若者向け宅地分譲地への転換を目指します。令和8年度より調査・関係機関協議に着手し、令和11年度からの分譲開始を目標に、可能な限り前倒しできるようスピード感を持って取り組みます。単に土地を売るのではなく、周辺環境と調和した魅力ある住環境を整備し、若者の定住と市外からの移住促進の受け皿として機能させることで、地域の活性化、地域振興につなげてまいります。

次に、公共交通です。

年々増大するバス経費の適正化を図るため、運行の見直しを行います。具体的には、白鳥中学校区の一部においてスクールバス通学を路線バス通学へと転換します。高鷲地域では地域協議会と協

議を重ね、第一段階として鷺見線と鮎立線を統合し、高鷺地域デマンドバスを新たに運行します。予約により運行し、加えて一部地域を除き、どこでも乗降できる区域運行型とすることで利便性の向上を図ります。明宝地域においても、スクールバスと自主運行バスの一体的な運行を目指して再編を行います。公共交通については、自家用車を運転する方もそうでない方も、この先の交通手段をどう確保していくかということに関心を持っていただき、我が事として地域の中で運行していただけるよう取り組んでまいります。

長良川鉄道について、本年1月に行われた沿線の首長会議において、一部区間の廃止の議論を一旦先送りし、当面は外部の専門家の助言を得ながら鉄道の活性化に取り組む方針としました。まずは、経営改善に向けて最大限の努力をした上で、今後の在り方について最終結論が出される見込みです。

次に5つ目の柱である自治・まちづくりについてであります。

人口減少により縮小を余儀なくされる社会の中にあっても、将来にわたって持続する社会をつくるには、本市にお住まいの全世代の皆さんが地域のことに関心を持ち、自分事として積極的にまちづくりに関わっていただくことが重要です。このため、重層的に市民がまちづくりに参画できるような体制を整えます。

具体的には、昨年末に郡上市市民協働センター運営委員会から令和7年度をもって解散する意向を受けたことから、令和8年度からは新たな体制で市民協働センター機能を継続したいと考えています。同センターには、高鷺地域のたかすのす、白鳥地域のSHIRO、美並地域のみなみ風などの各地域で活動する団体の連携や新たな団体の設立に向けた支援など重点的に行ってもらおう考えです。また、先行的に、明宝及び和良地域協議会に専門的に事務局を担う者を配置し、地域協議会の活動を力強く推進します。これらの事業推進に当たっては、総務省の集落支援員制度を活用します。これに加えて、各振興事務所長梓予算の活用により、重層的に地域振興を推進します。なお、地域協議会事務局への集落員支援の配置は、他地域にも順次展開していく予定です。

男女共同参画については、性別による無意識の思い込みや固定観念に縛られることなく、誰もが自分らしく活躍できるまちを目指して、市民や事業者、教育関係の方々とともに、第4次男女共同参画プランに基づく取組を着実に進めます。市民の皆様への啓発活動として継続してきたともいきフェアの開催のほか、子育てと仕事の両立を中心とした女性の活躍応援事業として、座談会や交流サロン、個別相談などに取り組み、職場復帰を目指す女性の働きやすさの改善と就労意欲の向上に努めます。

関係人口創出に向けては、本市に関心を持つ人を増やすことに加え、これらの人に本市の様々な課題に積極的に関わっていただき、地域の維持につなげていくことが必要です。このため、総務省が令和9年度から実施予定のふるさと住民登録制度の活用を見据え、郡上ファンを市内に呼び込み、

多様な関わりを持つことができる仕組みづくりを構築してまいります。

都市交流においては、東京都港区や志摩市との交流を進めるとともに、郡上市から移住された方が多く住む北海道下川町との新たな交流を進めてまいります。

最後に、行政運営の方針について申し述べます。この分野は、従来は行政改革大綱に定めて取り組んできた事項ですが、第3次総合計画の策定に合わせて同大綱を包含し、3つの方針により取り組んでいくものです。

初めに、方針の1つ目、市民協働による自治力の向上についてです。

各地域で活動する市民団体や地域協議会は、行政のパートナーとして人口減少が進む本市において公益活動を担う今後の重要な組織となります。自立した地域運営組織の形成と活力ある地域づくりに向け、前述のとおり、集落支援員制度を活用して団体等の活動を力強く支援します。

2つ目の方針は、社会情勢の変化に対応した行政運営についてです。

少子化に伴う採用市場の変化により、退職者数を補う新規採用職員の確保が困難になるなど、人員体制の維持は喫緊の課題となっています。また、業務の準備や整理のための拘束時間など旧来の慣例を見直し、職員の勤務環境を改善することも強く求められています。こうした課題を解決するため、限られた人員での行政運営を持続させるため、開閉庁時間の短縮や宿直業務のコールセンター化、いわゆる庁舎の無人化、AI等のデジタル技術の活用による行政事務の効率化及び省力化を図り、職員のワーク・ライフ・バランスを確保しながら皆様の利便性を向上させ、将来にわたり市民に資の高いサービスを提供し続けられる組織を目指します。また、複数にまたがる広報媒体を集約していくため、LINEアプリによる情報発信に取り組むとともに、スマホやパソコンからいつでも申請できるオンライン手続を拡充し、また来庁が必要な場合でも申請書等の手続の負担を減らす書かない窓口の実現や、市民課窓口に番号案内のシステムを導入するなど、窓口業務等に関わる市民サービスの向上を図ります。

3つ目の方針は、健全な財政運営と財政基盤の強化についてです。

健全な姿を取り戻しつつある本市の財政状況を、一過性のものに終わらせてはなりません。今後、将来世代に過度な負担を残さないよう、客観的なデータに基づく事務事業の不断の見直しを組織の体質として定着させ、持続可能な財政構造の確立に邁進いたします。あわせて、特定財源の確保に全力を注ぎ、規律ある支出と積極的な財政確保を両輪とすることで、市民生活の安心を守り、真に必要な投資を可能にする強固な財政基盤を築き上げてまいります。

以上、令和8年度の予算編成に当たり、市運営の基本的な考え方と予算編成方針、また主要施策の概要について申し上げました。第3次総合計画に描く郡上市の将来像の実現に向けて、市一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様並びに市民の皆様には、今後とも御支援と御協力をお願い申し上げます。

それでは、最後に議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回提案をいたしました議案は、令和7年度補正予算に関わる専決処分の承認に関するものが1件、郡上市教育委員会教育委員の任命同意など人事案件に関するものが3件、条例関係では法律等の一部改正に伴うもののほか、公共交通の見直しに伴う郡上市自主運行バス設置条例の一部改正や図書館分室の閉鎖に伴う郡上市図書館設置条例の一部改正など合わせて13件ございます。また、予算関係といたしましては、令和7年度補正予算に関するものが10件、令和8年度当初予算に関するものが13件の計23件、指定管理者の指定に関するものが1件、第3次郡上市総合計画基本構想など計画の策定及び変更に関するものが5件、財産の無償貸付に関するものが1件、市道路線の認定に関するものが1件の計48件でございます。

議案等の詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年2月26日、郡上市長 山川弘保。

ありがとうございました。

◎議案第3号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程4、議案第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））を議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第3号 専決処分した事件の承認について（令和7年度郡上市一般会計補正予算（専決第3号））。

上記について、地方自治法第179条第1項の規定により、令和8年2月9日、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度、郡上市の一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11億3,418万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ308億655万2,000円とする。

事業概要の3ページをお願いいたします。

事業概要の3ページ、歳入です。

款11地方交付税、補正額5億2,595万1,000円、款19財政調整基金繰入金3億6,561万1,000円、款20前年度繰越金2億4,262万6,000円。

下段の表、歳出です。

道路除雪経費、補正額11億3,418万8,000円。除雪に伴う除雪委託等の補正となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第3号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議案第3号について、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第4号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程5、議案第4号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第4号 郡上市教育委員会委員の任命同意について。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

御住所、郡上市白鳥町為真1317番地6。お名前は、澤崎美智子さんです。生年月日は、記載のとおりでございます。

今般、4名の委員のうち、1名の任期が本年5月13日をもって完了することにつき、同氏を改めて委員に任命しようとするものでございます。なお、委員の任期は4年です。澤崎さんにおかれて

は、令和4年5月から4年間教育委員をお務めいただいておりますが、保護者の視点から貴重な御意見を頂戴しているところでございます。教育に関する熱意と高い識見をお持ちの方でございますので、このたび再任をさせていただくことについて同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第4号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第4号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案に同意することに決定をいたしました。

◎議案第5号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程6、議案第5号 郡上市公平委員会委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第5号をお願いいたします。

郡上市公平委員会委員の選任同意について。

郡上市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

住所 郡上市高鷲町西洞3356番地、お名前は山根麻子様でございます。生年月日は記載のとおり

です。今般3名の委員のうち1名の任期が本年4月29日をもって満了することにつき、新たな委員を選任しようとするもので、委員の任期は4年でございます。

山根さんについては、郡上市社会福祉協議会に長くお勤めになられ、この間、福祉施設の管理者など要職に就かれ、活躍をされておられます。

現在は、民間のグループホームでサービス管理責任者を務められているほか、高鷲地域協議会委員、民生委員・児童委員としても御活躍でございます。豊富な御経験と高い識見をお持ちの方でございますので、選任について同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第5号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第5号について、原案に同意することに御異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案に同意することに決定をいたしました。

◎議案第6号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程7、議案第6号 人権擁護員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） 議案第6号 人権擁護員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護員の候補者として次のものを推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和8年2月26日提出。郡上市長 山川弘保。

住所と氏名を読み上げます。八幡町初音2872番地、谷澤功志さん。大和町徳永262番地3、山内正文さん。白鳥町白鳥66番地16、河合康聖さん、高鷲町高鷲815番地7、和田哲哉さんです。

人権擁護委員は、基本的人権を擁護し、人権思想の普及高揚を図るため、法務大臣が委嘱する委員です。法におきまして、市長が議会の意見を聞いて推薦することとされてございます。

委員15名のうち、本年6月末をもって3名が任期満了、また、羽土委員におかれましては、他の業務都合などから辞意を示されましたので、後任4名の委員候補者の推薦につき議会の意見を求めます。

委員お1人目の八幡町谷澤功志さんは、新任でございます。元林野庁の職員で、小中学生への森林環境教育を通じ多くの人と関わりを持たれ、命の存在、人と自然との共存を通じ、人権に関して深い造詣を持ちです。

山内正文さん、河合康聖さん、和田哲哉さんは共に元教員で、学校現場での御経験から適任と考えてございます。なお、河合さんは新任、山内さんと和田さんは再任です。

任期は、令和8年7月1日から令和11年6月30日までの3年間です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第6号については、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

◎議案第7号から議案第19号までについて（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程8、議案第7号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてから、日程20、議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例についてまでの13議案を一括議題といたします。

順次、説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、初めに議案第7号をお願いいたします。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例についてでございます。

郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、自主運行バスの利便性の向上と効率的な運行を目指し、路線の統合、新設等を行うため、この条例を定めようとするものでございます。

議案書の終わりに、資料を添付しておりますので、御覧いただきたいと思います。

初めに、令和8年度に予定しております自主運行バスの運行方法の主な変更点について御説明をしたいと思います。

2の運行方法の変更点というところを御覧いただきたいと思います。

まず、高鷲地域になります。

現在、鷲見線と鮎立線の2路線を運行しておりますが、この2路線を統合して、高鷲地域デマンドバスとし、週3回予約に応じて運行する方式と変更をいたします。

次に、明宝地域です。自主運行バスとスクールバスを一体的に運行するよう再編をいたします。具体的には、寒水線、気良線、小川線に、新たに奥住線を加え4路線を4台の車両で運行し、小中学生はこれらの路線を活用して登校することといたします。

また、各路線を明宝庁舎で停車させ、ここで八幡バス、明宝線と接続をいたします。こうした変更によって条例改正が必要となりましたので、一部改正条例を上程させていただいた次第でございます。

改正内容といたしましては、第2条関係として、路線名、起点、終点、運行距離を定める一覧表に今ほど申し上げました路線の新設、廃止等を反映させます。

第3条では、運行に使用する車両台数を指定しているものですが、1台増やしまして14台といたします。また、このうちスクールバスと共用する台数を4台増やして7台といたします。そして、新設する路線の料金を定めるとともに、再編により運行距離が延びる寒水線やバス停が増える小川線の料金表を改めます。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

さらにおめくりをいただきますと、高鷲地域デマンドバスの運行区域図となります。水色の部分

は区域運行といいまして、どこでも乗降可能なエリアとなります。また、黄色のエリアは主要施設で乗降が可能なエリアとしております。

次は、明宝地域の路線図となります。明宝庁舎を拠点とし、ここへ4つの自主運行バス路線が集まり、八幡バス、明宝線に接続すると、こうした路線となります。

続きまして、議案第8号をお願いいたします。

郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例について。

郡上市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、財政の健全化及びトップマネジメントの効率化を目的に、副市長の定数を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

おめくりをいただきまして、一部改正条例を御覧いただきたいと思います。

表の右側の、副市長の定数を2人とすると思いますが、これを1人に改めるものでございます。

施行日は、令和9年4月1日からとしております。

重要課題にスピード感を持って対応するため、令和6年5月から副市長を2人体制としておりますが、大矢元工業団地、郡上偕楽園、郡上クリーンセンターの大型事業の見直しのめどが立ったことなどから、令和9年度から1人体制とするものでございます。

続いて、議案第9号をお願いいたします。

郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、第2号会計年度任用職員の給与月額を改めるため、この条例を定めようとするものでございます。

こちら資料のほうを末尾につけておりますので、御覧いただきたいと思います。

第2号会計年度任用職員、フルタイムで勤務をいただいている職員の給与改定を行うに当たりまして、これまでは正職員の給料表を準用し、その適用範囲を条例で定めておりましたが、今般、独自の給料表を規則に定め、上限となる等級のみを条例で定めるよう規定を改めたいと思います。

近年の給与改定は、若年層に重点を置いた改定となっており、各給料表とも1級、2級は大幅に上昇をしております。これをそのまま会計年度任用職員に適用した場合、市内の同職種の求人における給料月額、年額を大きく上回るおそれがあること、職場内においても正職員との間で職務内容と責任を踏まえた均衡の面で、課題が生じるおそれがあることから、正職員全体の平均改定率3.3%を採用し、独自給料表を設けて増額改定を行うものでございます。

施行の日は、令和8年4月1日からです。

私からは以上です。

○議長（森藤文男） 兼山消防長。

○消防長（兼山幸泰） 議案第10号 郡上市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員の定員、任命、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、災害等支援団員は、年額報酬を支給しない取扱いとしていることから、現行の運用実態に即した規定とするため、この条例を定めようとするものです。

それでは、次のページに新旧対照表がございますので、御覧いただきたいと思います。

新旧対照表、表中の右側には改正前が、左側には改正後が表記されております。改正する部分は、改正前のアンダーラインが付してある部分でございまして、団員を基本団員または災害等支援団員に改めます。

本条第2条には、団員の種類は基本団員と災害等支援団員とすると定められており、改正前の条文では、災害等支援団員にも報酬を支給すると読み取れますが、現状は年額報酬を支給してはございません。

現行の運用実態に即した規定とするため、この条例を定めようとするものでございます。

施行日にあつては、令和8年4月1日となります。

続きまして、議案第11号 郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。

郡上市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部改正及び災害対策基本法における災害の定義において、異常な自然現象の例示として「地盤の液状化」が明記されたことに伴い、所要の規定を整理するため、この条例を定めようとするものです。

資料を添付しておりますので、こちらのほうを御覧いただきたいと思います。

改正の概要でございますが、補償基礎額の改定は3点ございます。中段2、改正の概要の①で、第2条第2項第1号及び別表関係を御覧いただきたいと思います。

補償基礎額表でございます。被災した団員の基礎額は、災害が発生した日において、その者が属していた階級と勤務年数によって定められた額となります。階級と勤務年数による区分は補償基礎額表のとおりでございます。

団長及び副団長を例に説明いたしますと、まず表中の括弧の数字は現行額でございます。団長及

び副団長の勤務年数10年未満の場合は1万2,900円から1万3,340円へ。440円の増額、以下同様の解釈をもって御理解をいただきたいと思います。

続いて、②で、第2条第2項第2号消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円にそれぞれ引き上げます。なお、消防作業従事者という方は、消火作業や救急作業をしていただいた民間人の方を指すものでございます。

次のページをお願いいたします。

③で、第2条第3項扶養に係る補償基礎額の加算額の改定でございます。

表中第1号、配偶者を例に説明をさせていただきます。

令和7年度においては、補償基礎額に100円加算されていたものが、令和8年度では廃止となります。また第2号、ここにあつては令和7年度の補償基礎額に383円加算されていたものが、令和8年度では433円となり、50円の増額となります。第3号から第6号にあつては変更はございません。

次に、新旧対照表の2ページを御覧いただきたいと思います。改正後の中段を御覧いただきたいと思います。

アンダーラインが記されている部分、「地盤の液状化」の文言が災害対策基本法の災害の定義に明記されたことに伴う改正でございます。

施行日にあつては、令和8年4月1日となります。

続いて、議案第12号 郡上市火災予防条例の一部を改正する条例について。

郡上市火災予防条例の一部を改正する条例を、次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等に「簡易サウナ設備」を加えるため、この条例を定めようとするものでございます。

それでは、こちらのほうも資料をつけておりますので、資料に戻って説明をさせていただきます。

資料の3ページ目を御覧いただきたいと思います。

今回の改正に関する事項が四角の枠で囲ってある部分でございます。

対象火気省令の一部改正に伴う改正としては4点ございまして、1点目につきましては、簡易サウナ設備関係でございます。

アとして、簡易サウナ設備をどのようなものを定義したこと。

また、イとして、火災予防上、安全な距離を定めたこと。

ウとして、熱源を遮断するスイッチを設けることとなります。

また、2点目としましては、一般設備サウナ関係で、従来のサウナ設備の定義を、簡易サウナ設

備と一般サウナ設備と分けて定義したこと。

3点目につきましては、簡易サウナ設備についても、一般サウナ設備と同様に届出が必要になったこと。

また、4点目につきましては、火災予防の推進施策として、感震ブレーカの給付促進を明記したこととなります。

施行日は、令和8年3月31日となります。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 伊藤農林水産部付部長。

○農林水産部付部長（伊藤公博） 議案第13号 郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、令和8年1月1日から林野火災注意報及び林野火災警報の運用が開始されたことに伴い、林野火災への予防を一層図るため、この条例を定めようとする。

次のページを御覧ください。新旧対照表でございます。

現行の火災警報の前後に、それぞれ林野火災注意報、そして林野火災警報の文言を入れるものがございます。

施行は、公布の日からとなります。

以上です。

○議長（森藤文男） 遠藤環境水道部長。

○環境水道部長（遠藤貴広） 議案第14号 郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由でございます。八幡上水地区（犬啼水源地）における浄水方法の変更に伴い、郡上市水道事業の認可変更を行ったことから、所要の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

この条例改正は、現在実施中の八幡上水の主要水源であります犬啼湧水の濁度対策として、急速ろ過機を整備することが、水道事業法上の浄水方法の変更に該当することから、認可変更が必要となり、それに合わせて市内各給水区の給水人口と1日最大給水量を実情に合わせる変更をしたことに伴い、関係する本条例を改正するものでございます。

次ページから、各給水区ごとの改正内容について、新旧対照表でお示ししておりますので、よろ

しくお願いします。

また、この認可変更が必要となった犬啼水源地における浄水方法等の改正につきましては、添付してあります資料のほうを一度お目通しいただければと思いますので、よろしくお願いします。

附則です。この条例は、公布の日から施行するということで、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（森藤文男） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） 議案第15号 郡上市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、利用者の減少により、休止している郡上市八幡デイサービスセンターを廃止するため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表です。

表中第2条の名称、位置及び別表第1の名称、休館日の下線部分を削除します。

附則、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

次のページに資料を添付しておりますので御覧ください。

八幡デイサービスセンターにつきましては、利用者の減少に伴い、令和5年度から定員の見直しを行い、令和7年度から休止しております。

八幡地域における通所施設の利用状況は、表のとおりとなります。

令和6年6月、令和7年12月実績ともに、合計で40人弱の余剰が生じている状況です。

要介護認定者の推計、通所介護利用者の推計、業者数の推計については、いずれも令和22年をピークと想定しておりますが、八幡地域、通所施設の現在の定員合計で対応可能と考えております。今後も利用者の推移などを見ながら、適正定員の検討を行います。

続きまして、議案第16号 郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。

郡上市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市介護用品支給事業の廃止に伴い、当該事務を特定個人情報利用事務から除外する必要があるため、この条例を定めようとするものです。

次のページが新旧対照表です。こちらを御覧ください。

別表第1、第8項、執行機関及び事務の下線部分。

次のページ、別表第2、第17項、執行機関、事務及び特定個人情報の下線部分を削除します。

附則、この条例は、公布の日から施行します。

続いて、議案第17号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、令和6年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、令和8年4月1日から子ども・子育て支援納付金が徴収されることとなり、これに伴い地方税法の一部が改正されたことから、国民健康保険税の賦課に関する所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものです。

次のページからが新旧対照表、その次に資料を添付しておりますので、資料にて御説明させていただきます。

改正理由及び改正内容です。こども未来戦略・加速化プランに基づく給付等の拡充が掲げられ、その給付等を支える財政基盤の確保のため支援金制度を創設するとされました。令和8年度に創設、令和10年度まで段階的に増額され、医療保険料と合わせて徴収することが定められており、郡上市国民健康保険においても従来分の保険税と合わせて、子ども・子育て支援納付金分として賦課徴収します。

子ども・子育て支援納付金分の保険税率等は、県から示される子ども・子育て支援納付金額を収めるために必要な税率を保険者が設定し、低所得者に対する応益分の軽減措置及び一定の限度を設け、現行の医療保険制度に準ずる形で実施します。18歳未満の子どもに係る支援金の均等割額については、10割軽減の措置を行い、この10割軽減によって生じる軽減額の総額については、18歳以上均等割を設定し、賦課を行うこととなります。所得割、均等割、平等割の各税率は、県が示す標準保険料算定税率を参考に試算し、設定をいたしました。

18歳以上、均等割は、市内18歳未満の方が673人あり、この軽減額総額を60万5,700円と見込み、18歳以上の被保険者数6,727人で割った額である90円としております。特定世帯、特定継続世帯の説明については、資料の米印に記載しておりますが、それぞれ、平等割額が2分の1、4分の1軽減されます。

子ども・子育て支援納付金分の均等割及び平等割の軽減する額は、それぞれ表に記載している額となります。この額を軽減いたします。

次のページの上の表は、未就学時の均等割を軽減する額になります。6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である被保険者に係る均等割額を2分の1に軽減します。7割、5割、2割軽減世帯は、それぞれ軽減後の額を2分の1に軽減します。

下の表は、今回の改正、子ども・子育て支援納付金分の新設による保険税額への影響について、世帯構成と世帯収入の区分、モデルケースごとに試算した額です。なお、今回の改正について、郡上市の国民健康保険事業の運営に関する協議会に対して諮問を行い、改定は適当であると認めるとの答申をいただきました。答申の中で、子ども・子育て支援制度の趣旨や税率などについて、被保険者の理解が十分得られるよう、分かりやすく丁寧な周知を行うよう意見を付記されましたので、ホームページや通知に同封する説明文などを利用して周知に努めます。

新旧対照表の一番最後、16ページをお願いします。

附則です。施行期日、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

適用区分、この条例による改正後の郡上市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

説明は以上となります。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 議案第18号 郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例について。

郡上市学校給食費徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、教職員等が負担する給食費の額を変更するため、この条例を定めようとするものでございます。

最後のページの資料を御覧ください。

教職員等の給食費は現行条例によりまして、小学校が月額4,000円、中学校が4,600円を徴収し、児童生徒と同様、高騰分は市が負担しておりましたが、来年度より国の制度により、新たに小学生も無償化になり、無償化につきましてはあくまでも子育て支援の一環であることから、教職員等については相応の御負担をお願いしたく、国の基準額相当額の徴収をさせていただくものです。

今回、現在の条例に、「市長が特別の理由があると認めるときはこの限りではない。」を追記し、徴収するものです。

小学校が年額4万8,000円から無償化に伴う国の基準額、5,200円の11か月分、5万7,200円、月額に換算しますと4,000円から4,700円に、中学校が年額5万5,200円から国の基準相当額で月額5,980円として年額6万5,780円、月額換算すると、月額4,600円から5,400円を徴収するものです。

なお、施行日は、令和8年4月1日です。

続きまして、議案第19号 郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例について。

郡上市図書館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

提案理由、郡上市図書館めいほう分室及びわら分室を閉鎖するため、この条例を定めようとするものです。

最後のページ、資料にて説明をさせていただきます。

図書館につきましては、平成16年の合併以降、2館、5分室体制でまいりましたが、少子高齢化等に比例し、下記の利用状況のように利用者が減少している状況でございます。

このため、本館、分館の2館を中心とする図書館体制を図書館協議会等で検討してまいりました。2つの分室の利用状況等を踏まえ、めいほう、わら分室を図書館としては廃止としますが、明宝小学校、和良小学校へは月2回程度学校へ本を届ける学校貸出しを継続し、一般の方には、振興事務所や公民館で貸出しや予約の支援、また本の受け取り、返却ができる体制を整えてまいります。

また、2つの地域の拠点施設には、みんなの本棚と称して、市民が集まる場所、例えば公民館、保育園、中学校に本棚の設置や、公民館によるブックカフェや、本に関わるイベント等の開催など、公民館活動と連携した本と人が出会うコミュニティ拠点へと移行させてまいります。

今までの図書館の概念にとらわれない取組を維持し、新たなにぎわいを創出させたいと考えております。

なお、施行日は令和8年4月1日です。

説明は以上でございます。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定しております。

(午前10時54分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◎議案第20号から議案第29号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程21、議案第20号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第7号）についてから、日程30、議案第29号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第4号）についてまでの10議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第20号 令和7年度郡上市一般会計補正予算（第7号）について、議案第21号 令和7年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第22号

令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第23号 令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第24号 令和7年度郡上市青少年英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）について、議案第25号 令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第26号 令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第27号 令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第3号）について、議案第28号 令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第29号 令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第4号）について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億255万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ307億399万9,000円とする。

第2条繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

予算書6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正、1、追加です。金額は記載のとおりですので、繰越理由は簡潔に説明いたします。

地方交通線車両整備事業は、やまとふれあいバス8人乗り車両の納期の遅れによるものです。

戸籍住民基本台帳事務経費は、今回の国補正により実施するもので、8年度にわたり戸籍システムの改修を行います。

郡上偕楽園移転整備事業は、実施設計の繰り越しとなります。

物価高騰対応子育て応援手当支給事業は、3月生まれまでの子が対象であるため、支給事務のため、繰り越しを行います。

農業生産・流通連携工場事業、1つ飛ばしまして、林業技術者育成・確保推進事業は、今回の補正によりまして実施するもので、令和8年度にわたり実施いたします。

森林経営管理事業は、森林所有者との調整に不測の日数を要したため、繰り越しを行います。

森林整備事業は、豪雨により作業場が被災したため、間伐事業の委託を繰り越しします。

消防施設整備事業は、水道管耐震化工事の繰り越しに合わせまして、消火栓工事を繰り越しします。

社会教育施設整備事業は、木遊館の資材調達の遅れに伴うものです。

その他、建設部の事業につきましては、地権者や国県等関係機関との調整により不測の日数を要したため、繰り越しにて事業完了を目指します。

7 ページ下の表、2 の変更は、起債の 2 つの事業につきまして、地権者や地元住民との調整に不測の日数を要したため、繰り越し限度額を増額します。

8 ページをお願いいたします。

第 3 表 地方債補正。1、追加です。

単独災害復旧事業、限度額 1,140 万円。6 月の豪雨災害につきまして、被災の協議が得られましたので追加いたします。

緊急浚渫推進事業、770 万円、こちらは普通河川の土砂等につきまして、被災協議が得られましたので、新たな財源として追加いたします。

2、変更、補助災害復旧事業、補正後限度額を 3,960 万円。防災、減災、国土強靱化緊急対策事業、補正後限度額を 4,130 万円。

自然災害防止事業、限度額を 5,580 万円。

緊急防災・減災事業、1 億 5,250 万円。

1 つ飛ばしまして、脱炭素化推進事業、2,210 万円。

辺地対策事業、3 億 2,790 万円。

過疎対策事業、13 億 5,350 万円。

起債合計の補正後限度額を 22 億 630 万円とするものです。

また、利率につきまして、昨今の金利上昇を踏まえまして、利率を 3 % 以内から 5 % 以内に改めております。

では、続きまして、国保会計の予算書 1 ページをお願いいたします。

令和 7 年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 59 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48 億 1,050 万 5,000 円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,161 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 4,973 万 7,000 円とする。

第 2 条、地方債の追加及び変更は、第 2 表 地方債補正による。

15 ページをお願いいたします。

第 2 表 地方債補正、1、追加です。辺地対策事業、限度額 130 万円、利率 5 % 以内。

高鷲診療所のエアコン整備につきまして、起債協議が得られましたので、辺地債を活用いたします。

2、変更、過疎対策事業、補正後、限度額を 1,530 万円、事業費確定によりまして減額いたします。こちらにつきましても、利率を 5 % 以内としております。

続きまして、介護会計の補正予算書 1 ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,444万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億617万5,000円とする。

続きまして、介護サービス会計補正予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ465万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,880万2,000円とする。

続きまして、青少年会計の1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,396万4,000円とする。

続きまして、後期高齢者医療会計補正予算書1ページをお願いいたします。

令和7年度郡上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億7,436万7,000円とする。

続きまして、小水力会計をお願いいたします。

令和7年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,050万4,000円とする。

続きまして、水道会計をお願いいたします。

第1条、令和7年度郡上市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市水道事業会計予算（第5条）に定めた企業債は、次のとおり補正する。

建設改良事業、補正後利率を年3%から年5%以内に改めるものです。

続きまして、下水道事業会計補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度郡上市下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市下水道事業会計予算（第5条）に定めた企業債は、次のとおり補正する。

建設改良事業、資本費平準化、ともに補正後利率を年3%から5%以内に改めます。

続きまして、病院事業会計補正予算書1ページをお願いいたします。

第1条、令和7年度郡上市病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度郡上市病院事業会計予算（第3条）に定めた収益的収入及び支出の予定額を、

次のとおり補正する。

第1款郡上市市民病院事業収益を補正予定額に2,753万円を増額し、32億2,614万7,000円とする。

第2款国保白鳥病院事業収益を1,349万3,000円追加し、12億8,208万5,000円とするものです。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） お諮りいたします。ただいま説明のありました議案第20号から議案第29号までの10議案につきまして、郡上市議会会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第29号までの10議案は、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託いたしました議案第20号から議案第29号までの10議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、3月2日午後4時までに審査を終了するように期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託いたしました議案第20号から議案第29号までの10議案は、3月2日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第30号から議案第42号までについて（提案説明・委員会付託）

○議長（森藤文男） 日程31、議案第30号 令和8年度郡上市一般会計予算についてから、日程43、議案第42号 令和8年度郡上市病院事業会計予算についてまでの13議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

村瀬総務部付部長。

○総務部付部長（村瀬正純） 議案第30号 令和8年度郡上市一般会計予算について、議案第31号 令和8年度郡上市国民健康保険特別会計予算について、議案第32号 令和8年度郡上市介護保険特別会計予算について、議案第33号 令和8年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について、議案第34号 令和8年度郡上市駐車場事業特別会計予算について、議案第35号 令和8年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について、議案第36号 令和8年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について、議案第37号 令和8年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第38号 令和8年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について、議案第39号 令和8年度郡

上市財産区特別会計予算について、議案第40号 令和8年度郡上市水道事業会計予算について、議案第41号 令和8年度郡上市下水道事業会計予算について、議案第42号 令和8年度郡上市病院事業会計予算について。

上記について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

では、当初予算書の総括表を御覧ください。

一般会計、令和8年度当初予算額292億4,400万円。

特別会計の国民健康保険特別会計は47億2,290万8,000円。

直営診療施設勘定は3億968万2,000円。

介護保険特別会計は46億5,955万6,000円。

介護サービス事業特別会計は15億4,221万1,000円。

駐車場事業特別会計は471万1,000円。

青少年育英奨学資金貸付特別会計は2,316万9,000円。

鉄道経営対策事業基金特別会計は192万8,000円。

後期高齢者医療特別会計は8億6,939万6,000円。

小水力発電事業特別会計は5,652万7,000円。

財産区特別会計は1億1,466万4,000円。

企業会計、水道事業会計、収益的支出が13億4,090万1,000円。

資本的支出が12億5,578万円。

下水道事業会計、収益的支出は22億8,814万4,000円。

資本的支出が17億9,900万円。

病院事業会計、収益的支出は47億5,934万6,000円。資本的支出は7億8,834万4,000円。

各会計の増減額率は、右の列に記載のとおりです。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） お諮りをいたします。ただいま説明のありました議案第30号から議案第42号までの13議案につきましては、郡上市議会会議規則第37条第1項の規定により、予算特別委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第30号から議案第42号までの13議案につきましては、議案付託表のとおり、予算特別委員会に審査を付託することに決定をいたしました。

なお、質疑につきましては、予算特別委員会で行うこととし、ここでは省略をいたします。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に審査を付託いたしました議案第30号から議案第42号までの13議案につきましては、郡上市議会会議規則第44条第1項の規定により、3月19日午後

5時までには審査を終了するように、期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森藤文男) 異議なしと認めます。よって、予算特別委員会に審査を付託しました議案第30号から議案第42号までの13議案は、3月19日午後5時までには審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。

◎議案第43号について(提案説明)

○議長(森藤文男) 日程44、議案第43号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長(河合保隆) 議案第43号をお願いいたします。

郡上ケーブルテレビネットワーク施設の指定管理者の指定について。

次のとおり指定管理者を指定することにつき、地方自治法第244第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

1、施設の名称、郡上ケーブルテレビネットワーク施設でございます。

指定する団体は、郡上市八幡町島谷130番地、株式会社郡上ネット。

指定の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間でございます。

おめくりをいただきますと、資料をつけておりますので、御覧いただきたいと思います。

株式会社郡上ネットでございますが、当該施設の管理運営を目的に設置された第3セクターの法人でございます。

平成25年度から現在まで指定管理者として施設の管理運営を行っていただいております。

指定管理料の支出はございません。

管理する施設は、産業プラザ内にある郡上ケーブルテレビ放送センターの施設、設備のほか、市内に広がる光ケーブルなどの伝送路施設などとなります。

市では、郡上ケーブルテレビ民間移行方針に基づき、令和11年度の民営化に向けて準備を進めております。したがって、令和8年度から10年度の3年間、これまでの実績に鑑みまして、同社を指定管理者として指定しようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長(森藤文男) 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第44号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程45、議案第44号 第3次郡上市総合計画基本構想についてを議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第44号 第3次郡上市総合計画基本構想について。

郡上市住民自治基本条例第21条の規定により、郡上市総合計画基本構想を定めることにつき、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

総合計画については、市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための方向性を示すもので、まちづくりの最上位計画と位置づけられております。

地域の目指すべき姿を明確にし、政策、施策を全般にわたり網羅的に掲げる計画となっております。

本市では、住民自治基本条例において、議会の議決を経て、基本構想を定めるとともに、その実現を図るための基本計画を策定すると定めております。

第2次郡上市総合計画の計画期間が本年度をもって終了することに伴い、第3次となる総合計画を定めるため、基本構想部分について御審議をお願いするものでございます。

資料を御覧いただきますと、郡上市総合計画の基本構想案がございますので、御覧ください。

第3次総合計画の策定について、少し経緯について触れさせていただきたいと思います。

令和6年度から取組を進めてまいりましたが、この間、郡上の未来を思い描き、ワークショップやグループワークを通じて提案につなげる郡上未来会議を4回開催し、これには若い皆さんも大勢参加してくださいました。

また、市民2,000人を対象としたアンケート調査を実施したほか、小学校高学年、中学生、高校生の皆さんを対象にしたアンケート調査も実施をいたしました。このように、広く市民の皆様の御意見をお聞きすることを心がけながら、計画づくりを進めてきたところでございます。

昨年7月には有識者のほか、各分野の代表の皆さんや公募委員を含め総勢25名で構成をいたします郡上市総合計画審議会に、市長から総合計画の策定について諮問をいたしました。

審議会では、以降、本年1月までに全体会を4回、自治・まちづくり、産業・基盤、福祉・教育の3つの部会を、おのおの3回開催をいただきまして、中堅職員による起草委員会のメンバーとのやり取りもしながら丁寧に議論を進めていただきました。

最終的には、委員の皆さんの御意見を取りまとめていただき、2月2日に審議会長から市長に対

し、答申が行われたところであります。この際、市に対しまして、市民協働の推進と社会情勢の変化への柔軟かつ迅速な対応、所管や機関の枠を超えた連携の強化、本計画の周知と市民参画の環境整備などの御意見を頂戴したところでございます。

また、パブリックコメントを実施したところ、お一方から御意見をいただきましたが、これによる計画の変更は行わず、市の考えを御回答申し上げました。このような手続を経て本日の提案としております。

それでは、基本構想の中身について御説明をさせていただきます。

まず、2ページをお願いいたします。

郡上市の将来像を、「心満ちる 心おどる 心地よいまち 郡上」としました。人口が減っていく中でもゆとりや、わくわく感が感じられ、心地よいまちとして選ばれるまちでありたい、そのような願いを表現しております。

下段には、基本姿勢として大切にする3つの心構えを示しました。

3ページの目標人口についてですが、人口減少が続く中でも地域の営みを維持していくためには、生産年齢人口の急激な減少を緩和させ、老年人口の逆転減少を食い止めていく必要があることから、本計画では、生産年齢人口を推計値より減少させないことを前提に、目標人口を3万人と設定をいたしました。

4ページは、まちづくりに向けての3つの視点を述べております。

1点目は、人口減少に応じたサイズでシフトすること。

2点目は、郡上らしさを守り、磨き、発信すること。

3点目は、市民の皆さんが自分たちの暮らしをよりよくするために行動できるまちづくりを進めること。これらを主な内容としております。

そして、5ページでは、まちづくりの基本目標として5つの目標を定めております。

子育て・健康・福祉、教育・文化・人づくり、産業・雇用、環境・防災・社会基盤、まちづくり・地域振興の5つの分野ごとに、ありたいまちの姿を示しております。

6ページは、まちづくりの基本方針の達成に向けた行政運営の方針となります。第3次行政改革大綱を引き継ぎ、方針を定めました。

また、その中で示している地域運営の考え方を、7ページの図で示しております。

最後に、8ページ、9ページは、基本構想の体系図となります。

この体系にしたがって、基本計画を定めることとしております。

以上が、基本構想の説明となります。

第3次総合計画の前期基本計画案を資料として添付しておりますので、参考にしていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議案第45号及び議案第46号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程46、議案第45号 郡上市過疎地域持続発展計画の策定について及び日程47、議案第46号 郡上市過疎地域持続発展計画の変更についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議案第45号をお願いいたします。

郡上市過疎地域持続的発展計画の策定について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり策定することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

過疎対策につきましては、計画を策定し、市内全域を対象として各種事業を進めております。これら事業の推進に際して活用できる過疎対策事業債は、充当率100%で、交付税措置が70%という非常に有利な起債でございまして、ソフト事業を含め広く活用できることから可能な限りの事業を盛り込んで策定をしております。この計画について、今年度末をもって計画期間が終了することから、令和8年度から令和12年度までの新たな計画を策定するものでございます。現計画との変更点をまとめた参考資料を用意しておりますので、御覧いただきたいと思います。

初めに、全体的な事項について申し上げます。現計画は、市の概況や各分野の現況と課題、その対策の項目について、地域ごと、旧村町村ごとに記載をしておりましたが、これを改めまして、市全域の視点からの記述としております。

また、記載の方法を箇条書きとするなど、簡素化とともに分かりやすい計画といたしました。

現計画では、例えば市道整備において路線名を明示して、その事業内容を記載していましたが、過疎対策道路整備事業や社会資本整備総合交付金事業のように、その事業内容を記載しておりました。また、過疎対策道路整備事業や社会資本整備総合交付金事業のように、適用する事業名にまとめるなど、起債の方法を改めております。もちろん、個別事業の管理を別に行うことで、借り入れにおいて問題がないことを確認しております。

このほか、建物系施設を計画に計上する際は、公共施設総合管理計画等との整合を図ることを目的に、個別施設計画に定める方針を記載しておりましたが、総合管理計画に定める施設分野ごとの方針を記載することと変更しております。

総じて、計画策定や変更に係る事務手間をできる限り省きつつも、現時点で過疎対策に必要な事

業をできるだけ盛り込んだ計画になっております。

章の構成やその中に含まれる施策分野に大きな変更点はございませんが、1点、情報網の光化整備事業の終了に伴って、地域における情報化については削除をしております。

また、現時点で計画期間中の事業計画がない公営住宅や障がい者福祉、児童幼児教育などの項目については削除し、今後必要に応じて変更していきたいと考えております。

最後に、本計画の実施に当たっては、毎年度の予算に計上し、議会での審議をいただいた上で実施をまいります。また、本計画の策定については、県との協議を踏まえて、本会議に上程させていただいておりますので申し添えます。

以上でございます。

続きまして、議案第46号 郡上市過疎地域持続的発展計画の変更について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、郡上市過疎地域持続的発展計画を次のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

同計画について事業の中止を行おうとする場合や、目標達成状況の評価に関する事項を変更しようとする場合など、計画全体に及ぼす影響が大きい変更については、議会の議決を得た上で、変更後の計画を総務大臣宛に提出しなければならないとされております。

今般、今年度の借り入れのために必要な事業の追加など、議決が必要な変更が生じたので、議案として提出をさせていただくものでございます。

参考資料を用意しておりますので、御覧いただきたいと思います。

1ページ、2ページは、章ごとに主な変更内容を示した総括表となりますので、こちらは御覧いただければと思います。

3ページ以降が新旧対照表となりますが、表中左側が変更後、右側が変更前であり、下線を引いております箇所が変更点となります。

今回、議会の議決が必要な変更は、第9章、教育の振興に関する事業計画に、その他の施設として、社会教育施設整備事業、ぎふ木遊館サテライト施設整備を追加しようとするものでございます。

また、本変更と合わせ、記述の修正など、軽微な変更も行っております。

本日は、これらも含め、主要なものを抜粋して説明をさせていただきたいと思います。

それでは、4ページの上段の表を御覧いただきたいと思います。

こちらは、第3章、産業の振興の観光またはレクリエーションに関する計画になります。

変更前、ここに、ぎふ木遊館サテライト施設が位置づけておったわけでございますが、先ほど申し上げましたように、教育の施策部分のところでこれを加えるということで、ここでは削除をさせ

ていただきます。

続いて、4ページの下段から6ページにかけましては、公共交通の概要を示した表となりますが、起終点や運行便数の変更などを反映するため修正を行います。

おめくりをいただきまして、7ページを御覧いただきたいと思います。

第5章、交通施設の整備、交通手段の確保に関する事業計画となります。事業年度の変更に伴い削除するものや、事業量の変更、また、除雪機械では規格の変更、こういったことも行ってまいりたいと思います。

8ページの上段は、第6章、生活環境の整備の施策部分のうち、火葬場に関する記述となります。南北施設への集約を主目的とする記述から、適切な維持管理による長寿命化へと変更をしております。

また、下段から10ページにかけての表は、下水処理施設に関する計画となります。

事業内容に、大和町万場地区の下水道統合整備事業を加えるほか、受変電設備の更新やマンホール蓋の更新を追加しております。

さらにページをおめくりいただきまして、11ページでございます。

こちらの表は、第7章、子育て環境の確保、高齢者等の保険、福祉の向上及び増進のうち児童福祉施設の整備計画となります。

ここでは、明宝保育園給食配送車整備事業を加えるものでございます。

最後に12ページ、第9章、教育の振興となります。

冒頭申し上げましたとおり、社会教育施設整備事業、ぎふ木遊館サテライト施設整備を追加するとともに、公共施設総合管理計画における基本方針を加えております。

以上が変更の概要となりますが、こちらについても県との協議を経て、本議会に上程をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、説明となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、議案第45号及び議案第46号の2議案を一括して質疑を行います。質疑がある場合は、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第45号及び議案第46号につきましては、委

員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第45号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第45号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第46号の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議案第46号について原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第47号及び議案第48号について（提案説明・採決）

○議長（森藤文男） 日程48、議案第47号 辺地総合整備計画の策定について及び日程49、議案第48号 辺地総合整備計画の変更についての2議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、議案第47号をお願いいたします。

辺地総合整備計画の策定について。

辺地総合整備計画を次のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

資料を用意しておりますので、御覧いただきたいと思います。

市では、郡上北部、郡上西部、郡上東部、郡上東部田平の4つの辺地について、令和7年度から11年度までの5年間の計画を定め、公共的施設の整備など生活水準の格差是正に取り組んでおりますが、この計画を策定する際に、市全域が過疎地域に指定されていたことから、郡上中部、郡上南部の2つの辺地については、政令に定める要件を満たさなくなり、除外した経緯がございます。

辺地の指定については、財政的にも非常に不利であることから、これまでに除外した辺地も含めて、辺地度点数の算定要件の再確認、見直しを行ってまいりました。その結果、辺地の中心地から小学校、小中学校までの距離の取り方によって、郡上中部が辺地に該当することが分かり、県との事前協議においてもこれが確認できたことから、当該辺地の整備計画の策定について、議案提出をさせていただいたところでございます。

郡上中部の辺地度点数の算定を変更した点でございますが、2の辺地度点数の算定の見直しについてというところを御覧いただきたいというふうに思います。

これまで辺地の中心地、これは八幡町の初納から最短の距離にある小中学校として、口明方小学校、八幡中学校を採用し、点数を算定をしておりました。しかし同辺地は、白鳥町の一部を含む広範なエリアでございまして、当該地域の児童生徒が通学する学校はこの2校のほかにもございます。この場合、通学すべき児童生徒の数が多き学校とすることから、牛道小学校、白鳥中学校を採用し、点数を採用するというものでございます。辺地の中心地である八幡町初納から牛道小学校や白鳥中学校へ通うといったことは現実的にはないのですが、辺地度点数算定上は認められることから、この方法によって算定した結果、郡上中部が辺地になったというものでございます。

それでは、計画の内容について説明をさせていただきます。お戻りいただきまして、計画書を御覧いただきたいとします。

辺地の区域は、八幡町、大和町、白鳥町の記載の字の区域となり、除外前の区域と変更はありません。道路、林道、農道、通学バスなど7つの分野の公共的施設の整備を行うものとして計画を策定しております。

計画期間は、他の辺地計画の終わりを合わせるため、令和8年度から令和11年度までの4年間といたしました。予定する事業費の総額は、8億1,982万6,000円で、辺地債の予定額は6億7,060万円となります。

参考資料として、施設ごとの詳細をつけておりますし、末尾には位置図を添付しておりますので、御覧をいただきたいとします。

続きまして、議案第48号 辺地総合整備計画の変更について。

辺地総合整備計画を次のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

現行の辺地総合整備計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画となっておりますが、各種施設、事業主体ごとに辺地対策事業債の予定額の範囲を超えるような場合、あるいは新たに施設を加えるような場合には、議会の議決を得た上で総務大臣に提出しなければならないとされてお

ります。

今回は、4 辺地全てにおいて議会の議決が必要な変更が生じておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案書の後に添付しております参考資料について説明をさせていただきますので、御覧いただきたいと思います。

2 ページを御覧ください。

まず初めに、郡上北部辺地に係る整備計画の新旧対照表になります。

左の欄が変更前、右の欄が変更後で、初めに、本文中の変更後、次に公共的施設の整備計画の表の変更を掲載しております。

それでは、本文の変更について申し上げます。

(5) 自動車は、こちらは自主運行バスの車両更新を予定しているものでございますが、路線の統合によりまして、期間中の更新が不要となることから削除するとともに、消防デジタル無線中継局の蓄電池、除雪機、診療所空調設備の更新整備を加えます。

整備計画の変更の主なものとして、道路、農道、林道については、事業の追加、事業内容の見直しや実施時期の調整などによるもので、変更後の事業費を道路で 6 億 6,980 万円、林道で 5 億 2,350 万円、農道で 2 億 8,733 万 3,000 円といたします。用水路は事業を追加し、事業費を 5,820 万 7,000 円といたします。

このほか、本文の変更に係るものとして、自動車の皆減とともに、消防施設、除雪機械、診療施設の項目を追加しております。

以上の結果、事業費の合計は、2,076 万 8,000 円増の 16 億 6,411 万 8,000 円となりましたが、国庫補助金などを見込んだ結果、辺地債の予定額は 600 万円の減額となります。

次の 4 ページから 6 ページには、皆減、増減のあった事業の明細を記載しております。

7 ページをお願いいたします。

郡上西部辺地でございます。

本文中の変更として、老朽化したスクールバスの更新のため、(3) 通学バスを加えます。

また、整備計画では、事業内容の見直しや実施事業の調整などによって、道路や林道で事業費を変更するとともに、合わせて辺地債の予定額も変更いたします。

事業費の合計は、3,313 万 7,000 円増の 2 億 5,893 万 7,000 円となり、辺地債の予定額も 2,330 万円増額をいたします。

次の 8 ページは、増減のあった事業の明細となります。

9 ページをお願いいたします。

郡上東部辺地でございます。本文中の変更として、用排水路の改良事業を追加するため、(4)

用水路を加えます。また、整備計画では、事業の追加、事業内容の見直しや実施時期の調整などによって、道路や林道で事業費を変更するとともに、合わせて辺地債の予定額も変更をいたします。

事業費の合計は、4,780万円増の7億8,921万2,000円となりますが、国庫補助金を見込んだことから、辺地債の予定額は2,020万円の減額となります。

次の10ページは、増減のあった事業の明細となります。

最後に11ページになりますが、郡上東部田平辺地でございます。

事業費の見直しによるものが変更の主なものとなります。

事業費の合計は200万円増の3,100万円となり、辺地債の予定額も180万円増額いたします。

次の12ページは、事業の明細となります。なお13ページには、辺地対策事業に係る位置図を変更しておりますので、参考に御覧いただければと思います。

ただいま御説明申し上げたものを整理したものが、議案の計画書となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

説明は以上となります。御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 説明が終わりましたので、議案第47号及び議案第48号の2議案を一括して質疑を行います。

質疑がある場合は、議案番号を述べて質疑をしてください。質疑はございませんか。

（2番議員挙手）

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） 議案47号 辺地総合整備計画についてお伺いします。

辺地の中に八幡町有穂、初納、河鹿等が追加されたということで、小学校までの距離を牛道小学校等にされたということですが、確定の仕方は、今年度から変わったという理解でよかったですでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 確定方法というか算定方法は従前から変わりはありませんが、私どもの固定観念となった辺地の中心地が八幡にありながら、距離を測るのに白鳥でいいのかと、こういったところがやはり私どもの事務を進める中にもあったのかというふうに思います。よくよく確認を進めていきますと、こういったことも可能だということで、今回これが分かりまして、これを県のほうにも確認を取り、県を通じて国にも確認を取りましたが大丈夫だということを確認いただきましたので、今回、議案として上げさせていただくというようなこととなります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 2番 大坪隆成議員。

○2番（大坪隆成） ありがとうございます。今日の山川市長の所信表明演説にもありましたが、有利な特定財源を取ってくるということがあったと思います。辺地債と過疎債では10%違うということもあるので、こういったことはしっかりやっていただいて、特に河鹿地域、道路整備も遅れていますので、そういったふうに活用していただけるといいかなというふうに思います。職員さん、たくさん資料を読み込むのも大変だと思いますが、ぜひ先ほどもあったA Iの活用も含めてこういった有利なものを使っていただきたいなというふうに思います。

○議長（森藤文男） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっています議案第47号及び議案第48号につきましては、郡上市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第47号及び議案第48号につきましては、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

議案ごとに討論、採決を行います。

議案第47号に対する討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。

議案第47号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

続きまして、議案第48号の討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 討論なしと認め、討論を終結し、採決を行います。議案第48号について、原案のとおり可とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森藤文男） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可とすることに決定をいたしました。

◎議案第49号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程50、議案第49号 財産の無償貸付について（旧郡上市美並川の駅）を議題といたします。

説明を求めます。

粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） それでは、議案第49号をお願いします。

財産の無償貸付について（旧郡上市美並川の駅）。

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

貸付する財産になりますが、建物となります。所在地、郡上市美並町大原2716番地、名称は、旧郡上市美並川の駅となります。床面積132平米、構造は木造平屋建となります。

貸付の相手方となりますが、郡上市美並町白山1013番地、有限会社E A T & L I V E、取締役、水口晶。

無償貸付の理由となりますが、本施設は建築から21年以上経過しており、今後修繕の必要な箇所が見込まれますが、これらの修繕費用を借受人が負担するほか、本施設の運営に関して市からの財政的な負担が生じないことから、無償で貸し付けを行うものとなります。

契約の方法につきましては、プロポーザルによる使用貸借契約となります。

契約の期間は、契約の日から令和18年3月31日までとさせていただきますと思います。

別途に資料をつけさせていただいておりますので、こちらを元に説明させていただきたいと思います。

地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、適正な対価なくして譲渡や貸付けをしはならない旨が規定されております。本件は無償での貸付けとなりますので、議決をお願いするものとなります。

施設の概要となりますが、先ほどの議案書のほうに住所とありますので割愛させていただきますが、設置の目的としまして、豊かな自然環境の中で河川に親しみながら人と人との交流を促進するため。竣工につきましては、平成16年2月20日となっております。

今回の貸付けに向けての経緯の概要となりますが、令和7年12月19日の令和7年第4回定例会におきまして、本施設の条例の廃止を行い、普通財産化をさせていただいております。その後、1月にプロポーザルの募集を開始させていただき、2月6日に提案の締め切りをさせていただきました。その際に2事業者からの提案がありまして、2月13日、プロポーザルの審査を行っております。その結果によりまして契約の相手方を決定させていただきましたが、プロポーザルの提案内容としましては、地域特産物を生かしたバーベキュー施設であったり、温泉に隣接する円空の湯や円空仏、

ラフティング、サイクリング等を活用しました、複合的体験拠点としていきたいということを提案
いただいております。

次ページのほうに、当該施設の位置図をつけておりますので、御確認いただければと思いますの
で、よろしくお願いします。

説明は以上となります。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。

質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

昼食ではございますが、残り少ない議題でございますので、続けて会議を行いますので、よろし
くお願いいたします。

◎議案第50号について（提案説明）

○議長（森藤文男） 日程51、議案第50号 市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） 議案第50号 市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次の道路を市道路線に認定したいので、議会の議決を求める。

令和8年2月26日提出、郡上市長 山川弘保。

路線番号6-535、路線名、旭谷山、下切線。区間につきましては、起点、郡上市明宝小川字浅
谷山から終点、郡上市明宝小川字下切でございます。

おめくりいただきまして、参考資料の1ページをお願いいたします。

道路認定に係る関係路線の概要等でございますが、路線認定に係る路線名、認定の理由等をお示
しております。

続きまして、2ページのほうをお願いいたします。

浅谷山・下切線の位置図をお示しておりますが、市道認定の理由につきましては、郡上・下呂
間道路網再編計画に伴い、旧道となる区間について、県から移管を受けるため、新規路線として認
定するものでございます。

認定図面の赤色の実線でお示ししてある部分で、郡上市と下呂市境にございます浅谷付近から小
川地内の沢谷橋付近までの区間について、県から移管を受けるため、新規路線として認定するもの
でございます。

なお、郡上・下呂間道路網再編計画に伴い、県道へ昇格する路線については、沢谷橋付近から下
呂市馬瀬方面へ向かう、市道沢谷山線、大規模林道八幡・高山線が県道へと昇格する路線として計
画に位置づけられております。

次のページをお願いいたします。

市道認定に伴う詳細な図面でございますが、赤色の実践部分が、主要地方道、金山明宝線から今回市道へ認定させていただく区間となります。

浅谷山・下切線の区間は、郡上市明宝小川字浅谷山1626番18地先から、郡上市明宝小川字下切1374番1地先で、敷地幅員は3.5メートルから6.9メートル、延長につきましては1,580メートルとなっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で説明を終わります。質疑につきましては、会期日程に従い、改めて行います。

◎議報告第1号から議報告第3号までについて（報告）

○議長（森藤文男） 日程52、議報告第1号 諸般の報告について（議員派遣の報告）から、日程54 議報告第3号、諸般の報告について（定期監査の結果）までの3件を一括議題といたします。

議員派遣の報告、例月出納検査及び定期監査の結果についての報告が、議員及び監査委員から別紙写しのとおり提出されましたので、お目通しをいただき報告に変えます。

◎散会の宣言

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後 0時05分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 田 中 義 久

郡上市議会議員 原 喜与美